

令和8年度（2026年度）実施 尼崎市職員採用試験 カムバック採用

- ◆ 採用予定日 令和8年（2026年）10月1日以降で調整
- ◆ 受付期間 いつでもエントリー可
- ◆ 受付方法 インターネットによる申込み
※ 市役所窓口では受け付けません。

申込みはこちら↓



<https://public-connect.jp/user/employer/8453>

1 対象職種及び受験資格

職種	採用 予定人数	生年月日	受験資格
全職種 ※退職時と 同一の職種での採用	若干名	昭和51年(1976年) 4月2日以降に 生まれた人(満50歳まで)	以下の全ての条件を満たす人 (1) 尼崎市の正規職員としての勤務経験を3年以上有する人(ただし、育児休業、介護休暇、退職等の期間は勤務経験から除きます。) (2) 出産、育児、家族の介護等のやむを得ない事情で退職した人 (3) 尼崎市を退職後、再採用される日までに、10年を経過していない人

2 再採用後の処遇

(1) 職務の級

退職時における職務の級と同一の級での採用となります。ただし、退職時における職務の級が4級以上の場合は、3級での採用となります。

なお、再採用時は退職時における職務の級の1年目より開始となります。

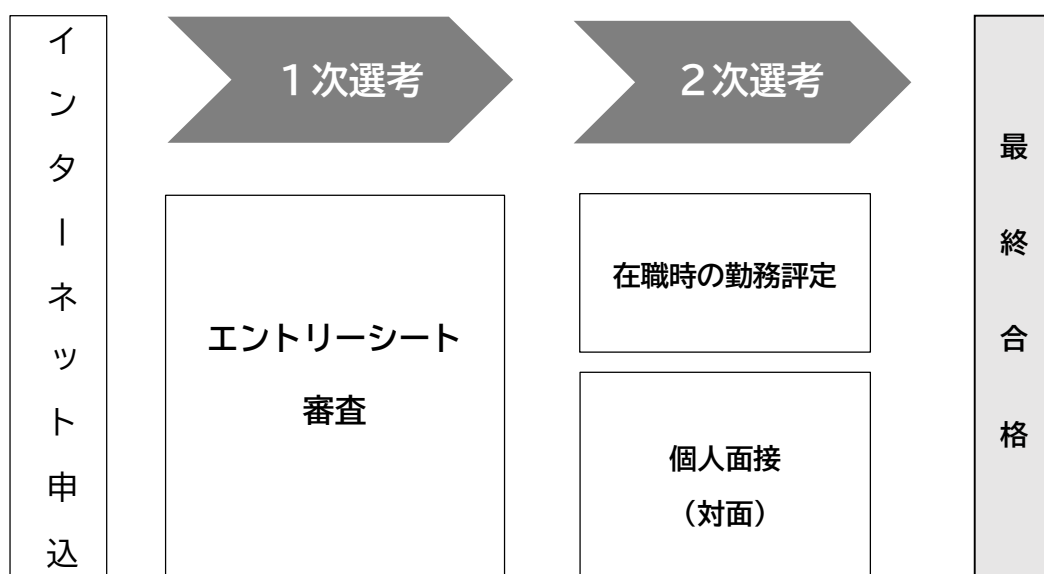
例： 書記3年目で退職 → 再採用時は書記1年目より開始

主事2年目で退職 → 再採用時は主事1年目より開始

(2) 給与等

退職時の号給に初任給の基準に応じた離職後の経験年数を加算して決定します

3 選考フロー



※スケジュールについては、申込者に別途通知します。

4 受験申込手続

インターネットによる電子での申込みのみとなります。

申込方法

- (1) 受験申込みにはパブリックコネクト（官公庁採用プラットフォーム）の会員登録（無料）が必要になります。
※登録時に、基本情報、学歴、職歴等の情報入力が必要です。（既に登録済みの場合、新たな登録は不要）
- (2) 本登録後、パブリックコネクトにて、【職員募集】のカテゴリーから、ご希望の職種を選択してエントリーを行ってください。
- (3) 資格をお持ちの方については、受験する試験区分に関連しないものであっても、可能な限りパブリックコネクトのプロフィール欄にご記入ください。（ex.図書館司書、TOEIC・英検、IT パスポート、簿記、自動車運転免許）
- (4) エントリーが完了すると、「エントリー完了のお知らせ」メールが通知されます。メールが届かない場合はパブリックコネクトの問い合わせ窓口までお問い合わせください。（申込受付期間中に申込みが完了しなければ、いかなる理由があっても受付できません。）

申込みはこちら↓



<https://public-connect.jp/user/employer/8453>

添付書類

- (1) 顔写真のデータ
 - ・ 申込前3か月以内に撮影した本人と確認できる明瞭な写真データ、上半身、脱帽、正面向き。
 - ・ 登録可能なファイル形式は画像（GIF/JPEG/JPG）のみ、データサイズは最大3MBです。
- (2) 各職種に応じて、各提出書類をスキャンしていただき、そのデータをエントリー時に添付してください。

留意事項

- ・ パブリックコネクトにご登録いただいた情報は、個人情報の保護に関する法律により保護され、採用事業以外の目的で使用することはありません。
- ・ 「@city.amagasaki.hyogo.jp」「@public-connect.jp」「@arorua.net」のドメインから送信される電子メールが受信できるように設定してください（スマートフォンの設定方法については、各自で確認してください）。
- ・ 申込受付期間中は、24時間いつでも申込みができますが、パブリックコネクトの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく、パブリックコネクトの運用の停止、休止、中断、または制限を行うことがあります。あらかじめご了承ください。また、このために生じた申込遅延等には対応できませんのでご注意ください。
- ・ 申込者が使用するパソコン等の機器や通信障害に関するトラブルには対応できません。また、申込みに係る通信料は申込者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

5 試験内容等

2次選考

試験内容	個人面接
試験日程	1次選考合格者に個別に通知します。
試験方法	対面
試験場所	尼崎市役所（尼崎市東七松町1丁目23番1号）周辺

6 合格者の決定方法及び発表

- (1) 合格発表はパブリックコネクトのマイページにてお送りします。電話、来庁、メール等による合否の照会には応じられません。
- (2) 各試験結果は当該試験の合格決定後リセットし、次の試験で加味しません。

7 合格から採用までの流れ

- (1) 最終合格者（2次選考合格者）
最終合格者には、採用内定の通知を行います。
- (2) 採用候補者名簿
採用基準には達しているものの、採用定員の関係で最終合格に至らなかった人については、試験区分ごとに成績順で「採用候補者名簿」に登録され、合格者からの採用を辞退する旨の申し出や、年度途中における職員の退職等により、採用が必要となった場合に最終合格者として採用内定の通知を行います。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間
名簿の有効期間は原則として名簿登載の日から1年間とします。有効期間経過後は、自動的に採用候補者名簿が失効し、名簿の登録が終了することとなります（失効についての通知等はいりません。）。
- (4) 採用日
令和8年（2026年）10月1日以降で調整
- (5) 留意事項
2026年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（2024年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、児童等に接する業務については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。確認の結果、こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者は、採用をしない場合や採用後の配置について制限がかかる場合があります。このため、あらかじめ採用までの過程において、書面等により、特定性犯罪の前科の有無の確認を行うとともに、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う場合があります。（特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の内容はP.7・8をご確認ください。）

8 勤務形態及び休暇等

(1) 勤務形態

勤務時間は月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時30分までです。ただし、勤務場所によっては異なる場合があります。

(2) 休暇等

年次有給休暇、夏季休暇(4月1日採用の場合、年次有給休暇は20日、夏季休暇は6～10月の間で6日)などがあります。

(3) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

尼崎市役所本庁舎は、敷地内禁煙です。

※ 勤務場所により、受動喫煙防止措置の状況は異なります。

9 注意事項

- (1) 地方公務員法第16条(欠格条項)の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- (2) 今回の試験を受験される人は、今年度実施する同一職種の尼崎市職員採用試験の申込みはできません。また、受付後の試験区分の変更はできません。
- (3) 持参・郵送による受付はしませんので必ずインターネットでお申込みください。
- (4) 退職時と同一の職種に欠員の見込みがない場合は、受験をお断りさせていただく場合がございます。
- (5) 退職理由が受験資格を満たさないなど、試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。また、最終合格発表後や採用後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格・採用を取り消します。
- (6) 提出書類については、退職理由に応じて、個別に書類のご提出をお願いする場合がございます。

別紙

特定性犯罪及び特定性犯罪事実該当者の内容は以下をご参照ください。

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
(令和6年法律第69号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。))を除く。)であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による

改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号口及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※ 第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。

尼崎市採用試験HP



尼崎市採用担当X



尼崎市公式FB



お問い合わせ先 尼崎市総務局人事管理部人事課
住 所 〒660-0051 尼崎市東七松町1丁目5-20
市政情報センター2階
電 話 (06) 6415-6167 (直通)
F A X (06) 6415-6481
M A I L ama-saiyou@city.amagasaki.hyogo.jp

